

三次市立三次小学校「生徒指導規程」

第1章 総 則

この規程は、三次市立三次小学校（以下、「本校」と言う。）で学校教育を受ける児童の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う児童生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。

この規程は、学校教育目標の達成に向けて、小学校教育6年間及び義務教育9年間の見通しをもった指導について、共通認識、共通実践を図るためのものである。

（目的）

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

（登下校）

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、集団登下校をする。

- (1) 通学班での登下校を原則とする。集合時刻、歩道でのマナーを守り通学路を通る。
- (2) スクールタクシー及びJR等公共交通機関による通学は、他の利用者の迷惑にならないようにする。

（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

- (1) 登校時刻は、午前7時50分から8時15分までとし、教室に着席する。
- (2) 欠席の場合、午前8時15分までに、保護者が欠席の理由を学校にアプリまたは電話で連絡する。
- (3) 遅刻の場合、8時15分までに、保護者が遅刻の理由を学校にアプリまたは電話で連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室及び事務室に報告して、教室に行く。
- (4) 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時刻、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校にアプリまたは電話で連絡する。原則、保護者の迎えとする。
- (5) 登校したら、校外には出ない。

（頭髪）

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や長さとする。

※改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

- (1) 髪が肩にかかる場合は、黒色、紺色、又はこげ茶色の飾りのついていないゴムやヘアピンなどで留める。
- (2) パーマ・染色・脱色・着毛・カチューシャはしない。

（化粧・装飾・装身具・不要物）

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

- (1) 口紅（色付きリップクリームを含む）マスカラ等の化粧類
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサング等 の装身具
- (4) 眉毛のそり落とし、眉毛の加工

- (5) 携帯電話や情報通信機器, デジタルカメラ, ゲーム類, マンガ, 化粧品, 装飾品持ち込みを禁止とする。

※違反があった場合は, 学校預かりを行い特別な指導を行う。

- (6) 学校での学習活動に必要なでないものは, 持参しない。

(指導・身なり等)

第6条 通学服・体操服等, 身なりについては, 次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時(休業日を含む)は, 学校(P T A)が定める服装規定を守る。

違反があった場合は, 特別な指導を行う。

(1) 通学服・体操服

- ① 冬服 本校の服装規定に準ずる。
- ② 夏服 本校の服装規定に準ずる。

(2) シャツ

- ① 本校の服装規定に準じ, 白無地のポロシャツ等とし, シャツ出しはしない。

(3) ズボン・スカート

- ① 本校の服装規定に準じ, 紺色の半ズボン, もしくは紺色のスカート(長ズボン可)を着用する。

(4) 靴下

- ① 本校の服装規定に準じ, 白色, 黒色, 紺色のもの(ワンポイント, 線入りは可)とする。

(5) 通学靴

- ① 登下校や体育の授業等に支障のない運動靴とする。かかとを踏まない。
- ② 雨天時や降雪時は, それに応じた靴を使用してもよい。

(6) 上履き

- ① カラーバレーシューズを使用する。かかとをふまない。

(7) 名札

- ① 通学服やシャツの左胸につける。

(8) セーター・ベスト

- ① 本校の服装規定に準じ, 白色, 黒色, 紺色, 灰色のもの(ワンポイント, 線入りは可)とする。

(9) ウインドブレーカー等, 防寒着

- ① 冬季の登下校時のみ防寒着の着用を認める。ただし, 降雪時, 厳寒時等, 着用の必要を求めた場合は除く。

(授業・休息时间・保健室利用・給食・掃除教育相談)

第7条 授業・休息时间・保健室利用・給食・掃除・教育相談については次のことを指導する。

(1) 授業

- ① 自分の持ち物には, 必ず記名する。
- ② 時間を守る。
- ③ 授業時の挨拶, 返事, 言葉づかいを大切にする。
- ④ 授業の妨げになることはしない。
(暴言・私語・無断立ち歩き等)

(2) 休息时间

- ① 学校の外や, 立ち入り禁止場所には行かない。
- ② 校内放送は, 静かに聞く。
- ③ 特別教室や, 他の教室には, 勝手に入らない。
- ④ 校内を走り回ったり, 危険な遊び等をしたりしない。
- ⑤ 学校の施設や道具, 草花や樹木を大切にする。
- ⑥ 整理整頓をする。(靴箱, 机, ロッカー, 掃除道具入れ, 掲示物等)

(3) 保健室利用

- ① 体調がすぐれない場合, 保健室を利用することができる。利用時間は, 原則1時間程度として, 体調の回復が見込めない時は, 学校から保護者に連絡をする。

② 度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡し、医療機関への受診をすすめる。

③ 虐待の疑われる場合は、学校より関係機関に通告し、連携して支援する。

※虐待：身体的、性的、ネグレクト、心理的虐待または疑われる場合。

※保護者としての監護を著しく怠る等、疑われる場合。

(4) 給食

① 衛生面に注意して給食当番等をする。

② 配膳・食事中は、大声で話したり、立ち歩いたりしない。

(5) 掃除

① 掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。時間を守って丁寧に掃除をする。

(6) 教育相談

① 学校は、児童生徒、保護者から教育相談の希望があった場合、三次市こども応援センター等と連携する。

(7) その他

① 卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、事務室へ用件等を伝え、許可を得る。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

② 学校内の施設及び設備、備品等を破損した場合や発見した時は、職員室（事務室）に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

③ ケガや体調不良等で、保護者に送迎をしてもらう場合は、学校の正門前や地域住民の迷惑になる場所で乗降車しない。

2 校外での生活に関すること (校外の生活)

この項については、保護責任の観点から保護責任についても記載する。

本項の指導は、学校・家庭・関係機関が連携をとり指導する。指導を繰り返す児童の場合は、特別な指導を行う。

第8条 校外の生活については次のことを指導する。

(1) 児童だけでの校区外への外出

(2) 児童だけでの娯楽施設への入店

(3) 児童だけでの外泊や夜間徘徊

(4) 児童の帰宅時刻

夏時間（4月～9月）18：00

冬時間（10月～3月）17：00

(5) 情報通信機器

① 学校への携帯電話の持込は、原則禁止とする。持込が必要な際は、事前に許可申請を行うこと。携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話の保管場所、情報通信機器（パソコン・ゲーム機等）のフィルタリングに努める。

② 児童用タブレットについては、きまりを遵守し、学習以外では使用しない。

(6) 酒・たばこ類等の購入

(7) 危険箇所への立入り

(8) 交通安全

① 道路交通法等に違反させないようにする。

② 自転車に乗るときは、安全確保の面からヘルメットを着用する。（保護者の努力義務）

(9) 放課後の校庭開放

① 全学年が下校後、使用可能とする。

② 大内通り側を出入口とする。自転車の場合は、所定の場所に駐輪する。

③菓子類の持込はしない。

第3章 特別な指導に関すること (特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことであり、児童が起こした問題行

動を反省させ、事後、よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

（問題行動への特別な指導）

第9条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

（1）法令・法規に違反する行為

- ① 窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ② 喫煙・飲酒
- ③ 暴力・威圧・強要行為
- ④ 公共建造物・備品等器物損壊
- ⑤ 交通違反
- ⑥ 性に関するもの
- ⑦ 薬物等乱用
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他の法令・法規に違反する行為

（2）学校の規則等に違反する行為

- ① 暴力行為（対教師・児童間・対人・器物損壊）
- ② 喫煙・飲酒及び準備行為（購入・所持・行為同一場所滞在）
- ③ いじめ
- ④ 登校後の無断外出、無断早退
- ⑤ 指導に従わない行為（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害等）
- ⑥ 携帯電話の持込み（許可申請を除く）
- ⑦ 学習等に必要のない不要物の持込み
- ⑧ 不正行為（テスト等のカンニング等）
- ⑨ 家出及び深夜徘徊
- ⑩ 金品強要
- ⑪ 情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み
- ⑫ その他、学校が教育上指導を必要とする
と判断した行為。

（反省指導等）

第10条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。

（1）説諭による指導

- ① 口頭による説諭指導（短時間での指導）

（2）学校反省指導

- ① 別室による反省指導（原則1日の指導）
- ② 授業観察による反省指導
- ③ 教育相談と反省指導を複合した指導
（こども応援センター等）
- ④ 保護者来校による授業観察指導
- ⑤ 学校と保護者による協議

（反省指導の実施）

第11条 反省指導の実施については、原則、学校反省とする。

- （1）反省指導は、登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活（授業等）で行う「授業反省指導」の2段階とする。

（別室指導）

第12条 特別な指導のうち、別室指導は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

（1）別室指導に該当する行為

- ① 暴力行為（対教師、児童間、対人、器物破損）
※器物破損については、意図的な破壊行為に限る。
- ② 度重なる授業妨害
- ③ 度重なる注意無視、暴言
- ④ その他、学校の安全・安心が著しく損なわれる恐れのある場合（いじめ、喫煙等）

- （2）別室での特別な指導を行う児童は、原則終日、別室で指導を行う。（休憩時間、給食、清掃を含む）

（特別な指導を実施するにあたって）

第13条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通して、その時の適切な行動は、どうすればよかったのかについて考える。同じ問題行動を繰り返さずに、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。
- (2) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (3) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員で確認する。
- (4) 法令・法規に違反する行為（触法行為）、いじめ、暴力行為、その他で指導を繰り返す場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

（規程の周知）

第14条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会や入学式、PTA総会、学級懇談会、地域懇談会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開や、学校に来校のない保護者には、家庭訪問や配布等を通じて、周知の徹底を図る。

（反省指導の内容）

「事実確認表」により指導する。

この規程は、平成24年4月3日、様式と内容を一部改定し施行する。

この規程は、平成28年4月1日、様式と内容を一部改定し施行する。

この規程は、平成29年4月1日、様式と内容を一部改定し施行する。

この規定は、平成30年1月15日、様式と内容を一部改定し施行する。

この規定は、令和2年4月24日、様式と内容を一部改定し施行する。

この規定は、令和5年4月3日、様式と内容を一部改定し施行する。

この規定は、令和6年4月8日、様式と内容を一部改定し施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月21日から施行する。

この規程は、平成24年1月10日、様式の全面改訂及び内容を一部改定し施行する。